明治四十二年九月上浣起筆

獲魚雷艇報

三

特別
イ4
1919
242

漢魚書類

三

38- 9054

國書刊行會

176517

○桂湖村氏は韓國時代の[illegible]
り先は海韓[illegible]味を感じ[illegible]
碑の碑文を一ヶ月餘を費し一面前物朝
[illegible]朝来金の石を彷ひ来る百古碑
の採拓法を為し参考とするべきの印あり
[illegible]左の其の二三を書きつく
一高麗古碑の碑文を通ずるに碑臺と
採る其の納ある所の碑臺の碑も拓ひさる
可しなる朝鮮に於ても碑臺を
四面に書すを慣習とせるもの[illegible]

之の剣を発見せり

一自今を去百方の命じを受け公武豪兵の保護を受け陵墓を或ケ所を定め拝礼せしむ

実を行んの陵墓も或を買さんとせしの

く光を陵の前後、元を左右を穿ち

る痕跡を見るべし

一陵墓を拝の時、陵墓を買うこと如

るしの掘り出せる府の溝地と云

資産を有しること能はざるべ

唯此別に陵を

前に述べる古墳の破片を拾て研究

の資料を得たるあるべきなり

一但し新角陵墓を歴訪せるに一陵の

内印を見るすべもなく遺憾に堪へざ

ども集陵の前、うりとなるを吉

ひ候後を見るとも内印を八つ見るべ

と陵の一なり

一朝鮮陵墓の内印は九八四方式又こんを

ふるの外廓四方に出来しるもの

へりこの拝を振くるを方新を執

國書刊行會

國書刊行會

及或る言さる特々手水あり南に向て石
の前、左二本立ちあるもとんを溝も向もを
一枚の大の石の蹲閉立しあり椎を木製
ちちの方をそ称何もものもちます唯元気
何の人貴を有す人部を足を入れる向け
振ちを活とすを元の処二廊の三方を
を廊のあるこを陸(陸)を南の言さを柳
等しあるもんを人の遺言や寶器
の数を載るちんも此の陸を一辺
の品もちすを海沼を文ちんあ

とちも小二廊の石雨ちを刻面あるも物冊
■を陸前をるちを現めを
一陸墓の中を墓もを墓を碑の破片い
くつをちことあるを朝鮮のいろ陸も
りを墓式を陸し重前の供くを墓地
を碑(碑)記銘■紀念の墓を英の破片
を壊ちを見ひを好論くをいるを家族の
を陸墓を納の立を墓の境界■あると
なく陸ゆを存ちを陸の破片を即ち
此の陸ちも年ちんを

國書刊行會

一金剛の高麗白磁といふは出来るこの湖村より高麗朝の中頃と云へつまり白磁なり磁の製法を高麗のものゝ方が支那の製法を伝播せるものなり之の採掘時代も金と和議成りて後虜使を拾年ならも時代も高麗朝十代の王時なりこんなも出土せる白磁を未だ印譜一覧作成せんも時代のおくれる時なりも出土せる白磁を製法通と進歩を現るゝと

一金剛の朝鮮の清新的なる磁あつくり貴重のもの磁あつくりや茶碗の類流れは本国之文あるもの通れるもの多くは進歩あれ且つ多くは製作を見る能はざるものあり例へは辰砂なる物を以て美術の事ものことき物なり形を塗くして之を所のものも辰砂を猫遊技のことき毒もの物菊枝樺の形状多く例へあり此等の採集品之の論者の手を採掘しとるもあるもの利のなるを採掘しなるものを早く手を回して買ひたるものも

國書刊行會

一金閣の高麗古瓶を出して傳ふるものあれども
此は近年多く掘出すものにて傳ふるに足らず
きれ多く斷て埋もれ其の傳ふる
ものなく利休韓物を於て古瓶を尊ぶ并
に埋もれる多く出るものとも思ふ方
多くとなるべき掘りあらしたるもの
も遂にはなりなん底人の墓のごときもの
なども降の世のことなるべし墓を掘りあるも
其の名を失ひ田の畦畔を
行くと一般なるべし六の溜ることき

國書刊行會

花瓶なども法華堂を法華堂うへ
まるまるとなる文を掘るなり又
掘るとなりとなるは改めるべきなり
ものけの表多くこれ縱令ひ何うの様
掘のうへの情不ちとみるも之れを掘る
ものなるべし此花瓶なども或る者と
結び或る數と義の人を傳のごとくまく
の多くを要し利休屋庵傳なる不を
傳ることなる不一の能やの
一金閣の時の事を聞く外部の掘掘きの

國書刊行會

何れも大地境の境内ゆりて石人形並びに
獅子もあれども奥の石座あるも更なり
一西奥の方は石柵あるも四方の石獄を
巡きし柵内に土段あるも其の下部に十
二角の石を以て築き各石に十二支を刻
すること例とす　境内に樹木多し
一全国の境内とする後人あるも巡拝奉
ちに即ち参詣する場合多し

國書刊行會

八月卅日出柏原
八日入柏原

九月八日入東都十二月廿一日出東都同廿　文化十二年　一　茶　五十三

四月十一日出柏原八月九日入赤川里要常田氏女　文化十一年　一　茶　五十二　始妻帶七月十二日

六月十五日發勢義光寺町臥三三好家九月五日迄日數七十七日　文化十年　一　茶　五十一

百六十日千辛萬苦一日無心樂不ル知ル己而終成ル自願ノ務ヲ

寄宿越年從ニ安永八年一出ニ舊里ニ而漂泊卅六年也日數一萬五千九

都同年十一月十七日出東都同中四日至ニ柏原ニ兵右衛門者家ニ東

不ル進宿ニ中村觀國家ニ休足八月十二日出ニ柏原ニ同月十八日至ニ東

六月十二日出ニ東都ニ同月十八日至ニ柏原ニ然炎暑知ル焼行路一歩　文化九年　一　茶　五十

百家寺社四十家一夜成ニ灰塵ニ　二月十九日從ニ東都市谷ニ火起焼ル至ニ芝田町ニ大名四十家小名ニ　文化八年　一　茶　四十九

家ニ道程來ニ六十里生所不ル病ル家ニ亦六十里外進足一茶心可ル知ル計

迨夜ニ其夜宿ニ若月太輔家ニ廿一日早旦出ニ柏原ニ倉井邑宿ニ一溪ニ

五月十日出ニ東都ニ同月廿日至ニ柏原ニ直有ニ所小丸山詣ル墓ニ父母ニ　文化七年　一　茶　年四十八

七番日記

七番日記内容體裁見本

文化十三年　一　茶　五十四

七月八日於二麻野文虎亭一瘧疾大發従二酉上刻一戌下刻甚至二寅上刻一止九日休十日欲レ歸二柏原一長沼松宇依二俳諧選集一不レ厭二病足一入二上町一然所申刻瘧大發選集清書中途十一日入二柏原一九月十六日出二柏原一十月十四日入二東都一十二月十四日發二疥瘡一廿二日下總入二西林寺一十四年至二二月廿九日一半愈

文化十四年　一　茶　五十五

六月廿七日出二東都一七月四日入二柏原一

文化十五年　一　茶　五十六

十月八日入二上田一廿四日迄

文化七　三百五十五日　文化八　三百八十四日
文化九　三百五十四日　三年〆千九十三日　文化十　三百八十四日
文化十一　三百五十四日　文化十二　三百五十五日
文化十三　三百八十四日　文化十四　三百五十五日
文化十五　三百五十五日　文化十ヨリ日計二千八十七日也

惣計　一萬五千百四十七日

文化七年正月

三百五十五日
一陰午刻より晴申刻地震
二晴申八刻雪夜丑刻地震外神田於藤堂和泉守辻番前乞食殺
三晴
梅屋治兵衛にはかられて下谷御切手町家主長兵衛を尋ね終不知泥途足袋を損して日暮に歸
四陰
五晴隨齋に在福引
六雨未刻より晴隨齋本家北斗祭
閑齋會
七晴入梅屋夜亥刻上野山下出火
八陰　大雪
九晴
十晴
梅屋に借所の衣今日取
十一陰　隨先生本家行
十二雨晝より雪
於十時庵點取會
出席　夜歸隨齋
十三晴　發句會
十四晴
十五晴
十六雪　閑齋に入

春立と申もいかが上野山
門〳〵の下駄の泥より春立ちぬ
身一ッも同じ世話なり花の春
行灯て畠を通る春の雨
梅咲いて直ぶみをさるゝ此身哉
我庵や桒の二葉より花の春
はやく死ね〳〵とや烏めか
　喰ふ〳〵と鳴きにける哉
婆々猫よおどりはかさん梅の花
家なしも江戸の元日したりけり
古郷や馬も元日いたす貌
梅咲くや里に廣がる江戸凧
花ひらに舌打ちしたる蛙哉
夕陰や連にはぐれてなく蛙
大江戸や藝なし猿も花の春
都邊や仕合せわろき梅の花
藪の梅主なし状のさらさるる
下京や闇いうちから花の春
山櫻花をしみれば歯のほしき
人の世や田舎の梅もおがまるる
藪並や仕様事なしに鳴蛙
我門や梅が咲いても其通り
某も世に有るさまの若菜哉
朝陰や親ある人の若菜つみ
正月を正月をさやなく蛙
蝶とんで我身も塵のたぐひ哉

一雨　二雪　五陰　廿一晴中十二牛晴　美蓼宇等　関鷺蕭會巣兆成　去廿八雨筆より晴　一雨借す　久右衛門に金　九晴蕉雨歸信州案　老松井に入り晴　八雨同所筆より晴　晴　七雨椿屋に入折々　合會松井に入金　六小雨松井に入金　五陰　四晴北風吹　三晴夜大風　二晴夜雨　一晴日雪　紙一ぐ送　長沼春雨方に牛　道しで歸信州廻　廿晴上野御殿廻　十九晴入本行寺　十八晴亭鳥に入　十七雪筆より晴廻　十六晴會始　辰刻より晴

芽芒保姫のはそ巣兆五十賀祭ほしてもこ今の事

佐面鋼今蚤う凧鶯難ン厩鳴浅雪入京箕と舞春木草
保かふ炭めけす麥の波の行雲仰雪相を虫ふ扇雨曾〳〵
姫ぶのかふ櫻彼の樣なよ出〳〵雇ふ程をば蝶猿や茶山も
ぶりかぬや春先天ら錠心不雲殘邊て嫌目ぬらかて空ぞ
りそふ夕生は世ん雇なの屁一は鳴しも終ぬるけ米よ
れれべれなく〳〵り汐別れの尻に泊にあ日ぬ米も村
ぬべて〳〵雇ぬ干れのり雲家ぬ雀山陰夜蝶鳴蝶哉哉宮間雀

元文卯年未十一月二日寒松山僧補膳更誌

山本道鬼居士墓あり

陀道場に　田村さいふ禪寺あり垣に添て柴村に入る彌　杖に絶ち陀て參る松並木八丁ばかり行けば眞　の阿彌陀さて國擧りて骨ふ佛おはしませば柴　やうにふくれて歩行心に任かせずされば鳩の　上尾にて雨に降られし日より草鞋摺れ鳩の　丹波島舟留さあれは松代へ廻るに大信寺さ　いふに嵯峨釋尊開帳と聞て立寄るさはりあ　りていまだ始らず

十五　晴　八　代　古屋彦三郎　泊

三ケ村かくの如く別して桑葉きらん重りて十　に問ふ去卯月十七日水六寸程ふり　上田領　麥折れこゝ伏しぬれば自の人

十四　晴　小　諸　加賀屋伊左衛門　泊

十三　曇　今夜　五逸といふ俳人にあふ　横川手形納る　大山に引付て行く扇かな　淺間山の下を通りて　山けふり扇にかけて急がな　雄井山にて　已刻　暮行くや扇のはしの淺間山

松井田　山仁や兵吉　泊

布野の渡りをわたりて漸七日に長沼呂芳にやどる此寺はより〳〵寂馴れし寺なれば來ふし方の咄などに心伸して我家のやうに腹這

唐がらし詠られけり門清水

十六　晴　畫より雨

淺野　正見寺泊

畫顔をいふ

十七　晴　旅人に雨降花の咲にけり

毛野村　滝澤に泊

十八　晴

足の痛み常ならず木末一本をあか佛さたのみて僅五里はかりを三日かゝりて漸古郷見ゆる二十塚といふ山にいたる睦まじき仲ならばこゝ〳〵行きて畫から寢ばやと思くゞき行迹見ゝも罪作る又一里越して野尻魯童亭に泊

いかめしき夕立かゝる柳かな

時鳥我湖水ではなかりけり

茶のけふり佛の小田も植りけり

十九　雨　辰刻　柏原に入る

小丸山　蓼葵

村長誰かれに逢ひて我家に入る昨日心の占の如く素湯一ッこも云はざれはそこ〳〵に

廿一晴　本坊非時

廿二晴　妻赤川行

十八晴　一茶野尻泊

十九晴　午の下刻

十七晴　日刻より畫

十六晴　未刻地震

十五晴

十四晴　妻後入週

百六交入

祝に來

十三雨　下町人々

十二晴　德左衛門泊

十一晴　妻來

十晴　日天霧に

九晴　妻加冬二寿

八晴　古間に入る

七晴　古間に入る

六晴　夕雨三好に入る

五晴　上野に入る

四晴　内野に入る

三晴　浅野迄同道

二晴　暖　浅野に入る

一晴　毛野に入る

四月

佐今可舟山田鴻

閑一う地獄　涼大此三門時福死小牡丹一刈乙で並五我蝸更衣

古昨す獄へ　高野山　し けり雨日の木俗ど なん　み佛　舟草鳥で んり月庵牛衣

鳥日甘は斯　さやを自月に　に　の　人だ　の御　草の　虫や　月見寢

ときの花う　堀つく　ばつつ　天　ば　なら　は　は　山は　のにぶ　や花　よって

らの參　引　窓　申　れか　山　鳴　鳴　ぞ　ぶ　の　見る

ばふの咲　氷　息　せ　日　を　き　り　句　程　ひ　山　を

供も咲れ　生　こ　ぼ　鳴　花　い　花　を　な　さ　を　つ

せけこや　ら　ゝ　ほ　け　の　こ　〳〵　は　の　ぞ　く

よけり閑　な　ぎ　ど　ば　の　か　ぞ　目　小　き　ね

旅閑閑　ら　ま　ま　か　廻　が　や　も　つ　影　け

立ん鳥古鳥　ぶ　す　す　け　る　な　せ　な　け　ば　る

鳥　鳥　る　ぎ　る　て　な　り　も　か　蝸　注　け

鳥　鳥　す　す　鳥　月　り　杜　け　蝸　け　守　り

鳥　鳥　す　ぎ　古　月　雨　雨　若　す　牛　た　師

庵中

夜雨
小丸山詣
廿三晴
廿三晴
廿四晴　田植始過
中沼貞行宿泊美
一通並に骨摺入
夜雨一通摺入
霧風一通摺入
雪折一通
外に短冊入
梅雨　菜雨入
廿五晴　長沼上町
に入る
廿六晴　呂に入
廿七晴　上町に入
廿八晴　掛斗に入
廿九晴　淺野に入
廿九晴　南一　呂芳掛斗
（三字不明）
同　同　同　同　同　同　同　同
雨晴　○　廿八　一

柳之　交流　二十疋雇人　春雨　九兆　兼鏡

吉日の卯月入日も閑古鳥
灰汁柿のの水の澄花の咲に け り
古垣のの ぶ く 花の咲 き る 若葉哉
青苔や翠 日 様 事 な る 筍 や 五 若 葉 哉
五月雨に 藤 の 上 ま で 弄 の 月 雨 哉
雨 に さ く 歩 く 烏 か の 虹
来 よ 盤 都 の 空 は き た な い か ぞ な
田 盤 一 本 草 は も 夜 の 露 り け り
犬 ど も か 盤 ま ぶ れ に 寝 た り け り 裕 か
冷 子 を 喰 ふ 猫 も 見 よ く も 来 る け し の 花 盤
人 ら し こ 路 の 葉 か ぶ る け り 裕 か な
更 衣 寝 て 見 替 も か く け り 麻 衣
眞 四 角 に 栢 植 る 山 を つ く ね け り 衣
世 ま ん ば し だ ど て ら の 綿 に 蹴 や る ぞ 更 衣
清 公 は 倦 ん だ 顔 を し つ ゝ も 更 衣
遊 ん だ る 夜 は 天 窓 そ り け り り 更 衣
更 衣 山 よ り 外 に 見 る 人 も な し 更 衣
榕 桶 ど 何 か か た り で 更 衣

因るに北のそを拾の中に一家うを過きて
入るさらし拾の年節也載せあるも原本の体裁
略と異なると因し但此四の上に一線をくくる
てあることを所に流版の略を劃しる
ものなり

○大坂の五人かり爾雷にし石版拾の帖一冊を寄
せらる宇治黄蘗山の全景を寫せるもの其外
変きくさ未だ見ざるものなり
親吉を十八枚まきつけ（六般法を示したるもの）
をもちいしたるもの各面に恩えの数枚あ

國書刊行會

り寺西せる越後屋うこの少年ゆえ後の大家
[illegible]長刺不現効の数多ありし未だ東京人の
手を入らざるこの里くく机上の跡とゆるすをゆべ
し

○大久保利通の公伝あり一通手を入れて紙を
一件手帳現名にて支那使も来時事を知
衛の拝謁を欲しとのことあれども学者
宗旨の[illegible]各位ともなきインキうち
あり現あるところかなしきも京の店
景をとることを思ひ、猶へ入れて進ず通

中ゆるくるるの（四十二年九月廿十日）
（前略）五月五日花ゆるあるもおもしろ
敷しこのあたり天使ゆるある者を
時をおく京日もまた時のお拝
のたるものあるを底業とゆるして
人心全敗腐を厚し少事和ぬを主しる
郷の時世おの決ゆ於ゆ事を延法
京ゆ刺をおゆ京日もを巻ゆを
事ゆるゆ人ゆるも通者を興し
開法早幸の秘ゆ寺四日拝謁開[illegible]

[illegible]十二日米艦アッピン[illegible]
[illegible]芝罘港[illegible]艦[illegible]
艦[illegible]義を[illegible]
[illegible]都[illegible]
[illegible]回船[illegible]
[illegible]港[illegible]
[illegible]迴船[illegible]
[illegible]仙得義[illegible]回船
[illegible]
[illegible]三[illegible]天[illegible]の[illegible]
[illegible]英[illegible]
[illegible]味[illegible]

前[illegible]

十一月廿[illegible]

三條[illegible]
[illegible]
岩倉[illegible]
[illegible]

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

續石水一滴　一名百の飯　歷代抄つき

○河内白河ともに河あるも黄河なるもの不常なれ
ども帝王里河（里河なり）（リヨ、子ノ口）と名付け給ひ白
林

○河之直線なるものを屈折多きものとあるも○流域
を長距離なる濃厚地のうるおいなるも此のうるおい
即ち屈折の多きものを黄河しとる紙屑を示
すこと也

○河を谷を立て山を作る大聖刻師也其の

刀谷を以つて劃つる岩石の層序を川に流し
て作りけるなり

○地質学者の説に據れば世界中の河の排出する一秒時毎の平均量は約六十万立方米、之れを一年に積算すれば四千億立方米の多きに上る、此割の比率は北の方と比べて南に多く、而して寒帯地方に入る以上は海を基礎山を表ちとするべし

○河を概略上流中流下流の三分に分ち各部に於ける比較を分別説明する場合に於ては世の

学者は山流平流の二区分を立てるを以つて穏当なりとす

○有史以来の大雨量は一昼夜の二尺九寸三分三厘位即ちがんぢアに降つた例を二度生じたりとす

日本に於ては明治十九年九月三日吉野に於て一尺六寸四分の降雨を称せる大雨なりとす

○雲の厚さは之れを或程測量し得たるも雲の高さは利用の地に横山博士の説を掲ぐ

又明治二十七年五月十日沖縄府を風船を乗つて上る最つた時の人の観測に依れば海抜千

七百五十米（十五町七分）と五千米（四十五町）との間
に雪崩を成りて居る雪、其上五千七百米
（七十町）まで氷の部分にして氷の結晶よ
り成り、其上百七千七百五十米（七十町）まで氷
の部分にして成りて之つて居る雪うまりたる
ものなり
○何人も山を河なりと云へり山田下を流
れ来りたるものなれども其実は山の
山を分て作る初めは大きなる山
脈の間山を流れ流れて侵蝕作用をなす

夢に船を浮べて渡る事は果して陸を渡る事
なく時降紀しなれども地球全面を四本四の
大くの山を覆て居るとき所は現今の大く
の谷を夢的の山の位置を占領すると
の山岳之の部分は氷河の結晶
し雪を多くなりて必ずや固形物の媒介を要
すべきなれば氷を珠体を為さずして北の海
充満をじゅん、エートルとなる
○地の人の説に霧、露は雲の如
き球体を為さいるものなり蒸候のごとき小と

ちゝ〳〵べき国形体の様々なるを詠ずる歌ども
ときゝ雨のことゝきゝを見るまゝ
所を雨を目あて蓋流 球体とする 終り流る
、まりの凝集しなる結果雨となる也勿論雨
と生ずる見るしもこんのゝ家国ひゝ
○自然景物嘆を雨を雨をとゝし徒く印を奏
らん又記ちゝゝあしゝゝ行んとゝん自然人の齎
集を基礎を成就し雨の蹟を花ん成
也
○雲の往来者さの高低 丈低
○人或を思ゝ〳〵海底を陸地の稍低ゝ所
ゝ陸の山脈整 繋公奏ゝ
海底ゝ国も国も抜ゝんと是ゝ流見也勿
論ゝの凹凸ゝ表面の表決
一ゝ陸地のゝゝ峻峰の高山ゝゝ海ゝ高
ゝ也ゝ繋ゝ繋ゝ高ゝ墓し陸地の山公
国ゝ巻ゝ国ゝ巻ゝ国ゝ巻ゝ雲国稍
層雲国ゝ稍雲国ゝ層雲国雨雲ゝ高き
ゝ海抜すゝ一ゝ二十八所ゝ二ゝ二十ゝ所ゝ高
低き雨雲ゝ於ゝゝ二所ゝ

之風化作用と流水の侵蝕作用とが時々刻々割り割りて其の形を変ずるなり洋海の深度
なる所は僅かに潮流も深度なるが故に陸地の物質を海底に沈澱
すること能はざるなり

○河口又は江を為す三角洲を山脈の掃き溜めとなす

○横山博士の若き世界海洋の深度を測定せりヤ十餘年の間に深さ
三万一千八百尺、之れを次ぐものトンガ海溝の
の南にあるニウジーランド海溝の北に二万九百九十三万一千百十尺、我邦にては海の東に
二番八千八百尺のものなるなり

○形と云ふ川の上流にあるも流水
にあり、其の河流の緩急なるものは平野にあり
つるもの四つあり扇形なる礫の
傾斜なるもの形なる岩と義なる利用なる武
器なり、形なる云ふ自然の侵蝕作用を以て
岩を刻し山を割る、形なるものは其の掘りとる所
を敵を以て敵を整つるなり

○渇虹下飲五池水

○鄭公石門山墓誌　一脈清冷河所之、紫河

漸鮮入傳池

○川の上流中流下流をいふて八幡ては上流

即ち水の激流瀧瀬を過ぎるの年代氣鋭の

態也中流を捨ては中年の代漸く元氣の減

沒を来る下流を力衰を強んと沈氣

有り晩年衰の境を顧みるべき歟

○日本の海岸線を屈曲して延長約七千里を過

ぎ而して漁術自ずから其の收穫を改来

候而の沈滞なる傾向の四方の海岸線

を為て漸次比較する時期を比較するに過ぎず

○海草と魚類の関係　又其の深い家を

海草と成る今日の藻の分を得て初めて

生育する若し魚類漁夫の侵入する等

の如きも酬今海藻を海岸所得の減少

を生じ貝類海藻枯死し魚類生育

する能はず而して漁夫の激侵を樹木時代

も来る、樹木の激代と魚類の飼育困難

魚類を捕獲することを

國書刊行會

◎ルボクリ云く植物の形を得る作用を要するカハヂサは二列の強き毛をもし、ハコベは一列を要す何れも茎を下方に向け地作用のように雨滴を其根に集中する蘿蔔、胡蘿蔔のごとき直根をもつる植物を其中心に雨を送らんとするの為に部に傾斜する葉をもし之れのように根に雨滴を集中するの為に根の長く横うねる植物は其葉の方に傾斜すと

●ルボクリ曰く雨を山の形に集中する植物を生ずるを一層顕著なる場合とし凡そ雨量の多き地に生ずるものは直根なるべしと

○あの侵蝕力を云うて仏大石窟四のコロラド河を始めとし深さ六千尺まで掘りたる又云う。東側を絶壁土をなすを川底よりなれば高きなり

○都下隅田川の鉄橋を天竜の本事を流れ後の三階邸東清水邸のあると四其の高の低

[illegible]

○ narcissus をアゼンの海神の子せこんの宮
神をあらはすなり　あるいは蓮
華と作す　ナーシサスを即ち花の名も
ゆえのあれども、偶然法四月のあるも
此の種類を神法の人なりしもいう

と云のうつり

○ Venus を婦女の神とする地の神　神代紀に流
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

○四月八日灌仏の用ゐるあを五色あを云ひ月の四の
あを茶あるを用ゐるのもちこせるあを云ひ此の
井あを花あと云ひ[illegible]の[illegible]あを云
○天の神七[illegible]海神を[illegible]
大綿津見神（オホワタツミ）　又水戸神（ミナトノ）　名
沫那芸神（アハナギ）も沫那美神とも類那芸神と

ふゝうナキを天のつゆとなりたるを又天
戸の神のなる水分神（ミクマリ）あるを分配して施す神
也此地雨井神（井神）風神あるも水神を左に伊弉
冊尊ゝ御子火神の御子諸身を左とし
給しは旅人生り給ふ神御都波能賣神
是也

○長濱龍田の二祭を海の祭とし神祇令
に此神を祭ると山谷の霊と甘雨を成す
苗稼を浸潤せしむるなり
○流水を以て国界とする事の天を以つて称する
事

○天孫降臨の時に高千穂峰に到り給ひ
いまだ時雨といくともなく降りの上に到り給ひ
くゝとゝとして人稀なる時に天孫は朝六ツ
時のあくるのことく故に土俗もつとも朝六
ツの時と名くるなり 初到る人のいひし地名
のゆゑなり 天孫降臨の地なる人のいひし地名
さもなくめでたくゆゑあり なるべし
○天の降遠を地中に入るゝ事を地下に入る事
多代みのゝ命の降分を地氏に与へ
遠すと又地下天の金器を大明地球考

の九分の一を多ふと雖しとする人あるも
○七十餘町を過てあるを西岸の鹽竈の如く風波
を含みたるを見て味はるのみを是れ他の
こと異なるあるなれ而して紙幅を過ぎざるを
恐れ舍略を略して
○河口を終て海に注ぐ所を海口の
廣狭なる河口あるを海口の
○口より波は波面廣き波を長連を潮汐の
及ぶ方面も凡の所に於て風を蔽のみあるを
自然を知りて紛の波を云ひ終波、差波等と

引波と衝突して波を
○旋洞のなるを河岸の巖石所中を穿出する
此巖中を洞あるとき海中を岩洞穴
あるを示顕れ出る所を潮汐交る所を抱
所の逆出口を迅き堤例を知る
○山河の深浅を表して白き波を立て高浅
河を屈曲せるを灣曲の凹を
不規して深く其岸を浅し二川の合する
うるを大抵中央を深し河口を
を河底を出る方を一層波起る

此の海を打ち渡りて遠浅なり、上るに
所度を見届しひるまを待て僅に一二尺位の深
さなれども之を過ぎれば次上の深さなり
屈曲の作用なること疑ひなし
実際の深さの四分の三の如きなり
○川を登るに深きを一般に流れ急なり同じ深さ
の中にも表面潮うねり波動のき一帯に表
に流れ速も早し、大河の下流にて潮汐の干
満を以て知ることゆくべきもの多くして満潮の
際に於ては干潮の時に比し流勢を減じ
四倍又は倍藻又は倍藻一倍を増しも深を
増すとなり
○海流の格言に曰く躰位形氣勢なり
○海の形代は岸の形状を繼
本邦の二海を以て岸の人を形成
んは家屋を建設するに如くなるものなり
之人事なり

我国の又川の浅所に於ても流れ早く深きも
速し、海中の最強流路を以て傍岸にも
潮流を他の海面に比し形色多の異なり其
四倍又は倍藻又は倍藻一倍を増しも深を
増すとなり
○海流の格言に曰く躰位形氣勢なり
○海の形代は岸の形状を繼
本邦の二海を以て岸の人を形成
んは家屋を建設するに如くなるものなり
之人事なり

○所主家の説ハ四〇〇過程の中ニ有夫所中のよきあ
と活動ハ[illegible]等蜘蛛を考ヘ提携し離れず
或ハ巣を作ツて同棲ス於ル海ハ[illegible]の尾
ヲ過ル時ハ共尾を共ニスと本邦特産の巻
きと活動を用ヒ共尾ハ[illegible]ハ[illegible]
ル如上の事実あるを以て[illegible]
を特徴ト用ヒ[illegible]ハ[illegible]
の性質ヲ言ハ[illegible]

○所鎖教四〇〇所海中異蛸の[illegible]
ものを[illegible]

○日本人の珊瑚を採ル海中の[illegible]珊
瑚礁珊瑚ハ[illegible]ハ最上の珊瑚ハ
地中海ニ[illegible]南洋ニ[illegible]日本人
ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

○水ハ温ハ[illegible]火ハ涼火[illegible]ハ三寸四分
四〇〇[illegible]の北方[illegible]涼火[illegible]

○英山の九龍潭の水流所々に分つて三つとなり
つて下り少時の間にして合流し又三の流に分る
其の流れ三たび蛇の如く蜿蜒として之れを
ひもの如く縮伸すること一奇也
○結構石二三駝龍泉脈を引く燉煌千里水
々流れ下る伏流ありて駝之れを引く多脈を至
る毎に則ち起て地を揺るがして水あり
○本草綱目に云く水を按の象也其文横又
縱又きざきざ則ち三とす作とす

○易州湖州の鏡河井の眼南都の錦古物
の白丸子皆名物の勝れたるを以て之を時人
世の美硯也多く産す
○公卿雲集に云く健陀羅四如砂漠金羅漢將
軍の深湯不道湯の四京兩不相礙後以塩
一升和一升為其不塩
○七井入る一つ多く毒あり試に鬚毛を
以て之を投ずれば鬚旋して舞て下らざる
者は毒なしと毒あるときは元に立ち上り
直に尾約充湯の如し鬚も下らざる也

○華嚴經ニ云十地菩薩天名ニ摩醯首羅一念
知三千世界雨滴之數一龍王降雨時摩醯首
羅悉能分別數諸滴
○廣博物志云#の神を吹簫女子と事
○侍從說云三歌洞の名[illegible]別深、馬洞及ま、
象徴庵ニて波上入白衣を畫くことをこんこ
事ニこう
○往昔野川氏遊し言をみることを云し大内氏の
ほうを野の防野河使の祖を立ん[illegible]
法皇ニて聯ニ心入法師のみの数琴を弾也
一名ニ[illegible]
○淺屋氏の雨祝ハ分別功德論ニ依る雨ニ
三種ありニ天雨二ニ新雨三ニ阿脩羅雨、天
雨ハ細ニして龍雨ニ甚麁ニ[illegible]
めとき之則和調暎きと則雷電、阿脩羅
ハ事程と閃ひ雨を降し麁麁[illegible]
ニこう
○鈴木牧之の北越雪譜ニ沙粒のごとく降
ニこう

國書刊行會

我上洲にて名をよぶ奇巖あり きやかんのこんと
その一つ也 地茂 拙岩の氷柱こそ我が国の人
たゝ目を驚かすうつくしん、そのつらくあまた無
のちうとうとうをうをうをを大きをを十丈ばかりを
大さを二丈抱へも有るべし無んをを船和
〃 筑紫の宇佐宮と云 置化のつ
くゝとを云ひて庄曲 結くのうくゝをを
て和尚をて立て作りをうをうをこゝく珍
瑞をして遠徹をうを嚴の神さ りくをを
又比めべをを 又拙岩を作りの村の

國書刊行會

○佛画の美為已已の美術を世界に誇んを
畫をを 無体の時八瓶を挿をを形をこれす
の図也 題して 深奥と云をを美をし 形を生
世の深奥 ファウシン ををとの言を富をを也
○形の微軟を細を通く貌を淋漓とを
○淺屋氏の八功徳 梁代 傳
墨徳 繁 所をを一の主 活 二を冷 日三を 書四
：来五を甘 六を淨七を 不果 決有 拙 帳 衣
徳八を 蠲 為 と 自 をを名 形の姿 質をを

國書刊行會

○白澤国之天の精気つけて国常と云あるを日本紀伊特冊尊の生玉の神ミツハノヒメ又国象女の字を用ひ俗中一う漢名を称せめてそうあるべし

○左伝昭公十八年鄭子産禳玄冥回禄所謂之玄冥者水神也　回禄ハ火神也

○再雅云、温泉正出、正出者従下上出也　沃泉無出、無出者下り出也　泉穴出、穴出者穴出也

○温泉考の新説　源考物語ちがい

偽物考の日本の物語うつり　坂本の舟後回
世謝物語　ちりそうそんひあるあ
ものうそ　廣義物語の見ゆる路〻恐
〻過失ものこんを云て後き出しにつを
表術し一つ屋の作う物あるしにのひあるう
○源氏百水と云つを所の真回あを見る程之
物〻〻〻〻〻の光林を〻〻〻〻〻の思ひつきう
〻〻〻〻〻の面白き〻〻
○物語の土回く南極の物語を比較する比
人の国新也三千八の山壁立し舟行る

可ラス人出ス所ノ水ヲ
○又曰ク ベーリング海ニ注ク北極ヲ探検セン
トスルニ永堤ノ上ニ屋舎ヲ営ミ之ヲ
ナンヒテ潮流ニ乗ジ自ラ北極ニ
到ラントスト

○本邦ニ於ケル水防法ヲ抵抗スル堤防
ヲ築ク在リ其量増スル随ヒ堤防愈
々高ク堤防愈々高クシテ河底益々上
ル故ニ往々地上或十尺ノ上ニ河流ノ流ル
ルコトアリ想フニ此斯ノ如キ水法ノ宜シキ

ヲ得ルニ至ルコトアレトモ其ノ防水法ヲ用ヒ
底ヲ深クスルニ在リ人力ノ能ク将ニ水ノ
侵蝕力ヲ利用シ河底ヲ深クスルニ在リ
出来得ベクンハ堤防ヲ不用ニスルコト
ヲ

○河底ヲ深クスルニ堤防ヲ築ク
築クヲ以テ沿水ノ術ヲ為スヲ謂ヒ沿
水ノ術未ダ知ラサルヲ謂ヒ難シトスルヲ得ス

○今回ノ水害ハ微スル風流ノ所多ク悉
ク之ヲ受ク即チ懸崖樓閣ヲ起ス所水島亭
ヲ構フ所皆打撃ヲ受ケ一掃痕跡ヲ

乏さるの塔を極め怪石を畫せる風流地を
多く水利の管轄區域内の陵墓地
をも其の打撃を受くるを所の對する
年貢也租稅也
○自然の山形に富む風流地を亭榭別業
を建つる富人の業也其の所實を受けて一切
經費を犠牲に供し輕くする租稅を拂ふ
富人自ら来すの災害深く悼むを要す
事に百政の中樞たる中央政府の下級百官
○生靈○を一と人の塔主を受けしもの
つて為政家○責任何人も責を免るを得
わ

國書刊行會

○海洋ハ漢々[illegible]水[illegible]も青空四無崇高の美
観之れに比すべきものなし[illegible]海洋の趣を何
れの夜つても同[illegible]大同小異也[illegible]異なる所
のみ絶北絶南の海洋而して北の極地の海
洋を古来秘密にして人の到り見るを許さず
近世冒険家屢々探検を試みしかども其
の一班を窺ひ得るに過ぎず而して極圏内の夜
水の大秘密[illegible]須らく北の境に到
らざる可からず北の一大秘密を見んあらざれば
未だ以つて水を決する可からざるなり

極海の周圍ハ
○北極周圍の海を抵して氷塊の
互ひに密着して屏風状をなせる者を以て
圍繞する地理学者之れを氷嶂と云ふ北の
氷嶂を海水の氷続したる者にして風に伝て
動き又た潮の満干に依て揺く故に
連の氷嶂の間隙を生じ氷路を通
[illegible]し船を入るべしと云ふ
○極海に恐るべきものの一氷山の衝突
山大の氷塊

國書刊行會

日さることなれど、氷塊を常に風に伴う潮の満干に伴う其の位地を変ずる而して一塊未だ静止其位地を変せざるに他の一塊早く方向を変じて動く時は静止の氷塊と衝突し其結果十方の氷塊を裂けさせ

氷塊の裂することあるも又氷山の壓力に伴う上方に堆く推し上げられ山を為すことあるも地理学者これを北の光景の壮絶悲惨の絶叫の比すべきなり殊に

裂氷の轟音の悲絶は観人をして色を失はしむと地理学者を氷の北の衝突を氷壓と云ふ

○探検家の最も危惧する所の者は北の氷壓の来る時なり幾たびの探検船を砕き北の災は四遇して船を粉齏

人命を犠牲に供しつゝ探検家のときを解き航行中潮と風の作用によりて山大の氷塊の間に挟まりこれを

國書刊行會

脱する能はず潮流に随て氷山と共に
流れ一年の有餘にして僅かに脱するを得
たりと云へり
○極地の氷原は幾十里に亘る探検家辛酸を嘗めて日に行く所のこの僅
かに数里を過ぎず而して緯度上の進行
は歩行の半ばにも及ばざることあるに甚
しきは却て退却を強いられることあり

し人の行く氷原全体を及ぼして其の速力は却て人の歩行ほども
速かうることあんがたし

て大形の狀を述ぶ曰く洪水天に滔々たり洪水
山を懷み陵に襄ぶこと而して氾濫九年
の久しきを目睹ると聖書の記する說亞
の洪水と甚つとも之んらう異こう前ると氾
濫の區域傷害の度必ず遠くと云ふ者共の詳を知る一のみを著
上古沖積層を作る大形の氾濫ありしこ
とを疑を疑を疑を疑を疑

國書刊行會

國書刊行會

國體制行會

○私どの烈公の国のことを細書の文を、お女の記
ち愛賜の歌を載せお
うも嘆賞の際

烈公の御歌

朝な夕な飯くふごとに忘れじな
惠まぬ民にめぐまるゝ身は

國書刊行會

○多人の忘恩の英人の著書遺墨の展覧会を
くも早稲田図書館にて開催の由とうて展覧
地に金切んとうもを何の展をきやと思案
中書を出松傑作を注釈をしたものを出版の
ゝ松を生涯画ものを吹聴する者迄
松をつくもを思ひつき長辰を考へて
ゝを十一月末ものとあるそが日の未来ひあ
ゝのを略和文と成しそゝ十月又ものし
く時ゝ思ふ人ゝ十月又後ゝ上るゝを
郷ゝ出松人を後ゝの赤を得ひ、をこひ又ゝ

國書刊行會

又事ありて会社の株券を譲渡し一世の文豪として世に聞えしとの事なれども、特に田中氏の
と云ふ会社を組織せんとの事を聞き、会社を工夫し郵便局を設けんとの事なるが、
早稲田の会社を設けんとの事なるが、
すべて人の気質にて人の気質にて
早稲田の株を人の元にて買ふ、こ
んな会社を設けんとの事なるが、
困難なる、あまりにこの会社を
別会社を千円株を買ひ出せり
株を思へば一三曾進ぜ

法科会を設けんとの事なれども、
解決し、さて又長くなるを直ちに
後を頼む、又例の人丈
賢い例の人をひくことを硬貨の法例を
ある不ふ配合を飲もうとの
義理とをも題ひいろ〳〵清書世間文
講義体のものをなるべく講義録の表
又居市地位出版部ひ社会中の清廉
国の解を書き易きの表を
破産の人をいくひくの道とを雅

從來作する業體より割り出して今を
促す事とし先づ計畫を立てこれを其成の
同人に謀つた處何れも同意せられた故廿四
日板元らと相談の上極め出版會し相談會を開
きましし

來會者

坂本直達　峰村梅月　秋谷和鄕

鈴木宗村　伊藤幸之助　余

讀賣の版刻出來ますし いろいろ考を述べけれ
ど結局 自然のまゝ 淨瑠璃本なる前し

にそれより極めて高價ならず直しなちら
こちら人の版元も見とめて竪いしある
うろく どうしも出版しての論つてもも外様
あるの思ひも事しぬ。丸屋や他の版元の版刻
めてと錦るには今日ことなし人目を惹かぬ
うちぬのしても流行るものを出さねばならぬ
と蔦の出版する伊勢の商出したのとこ
紙元出元初の國姓爺出や板權三の元
きを作り出さう毛刷のカツラを作りよう、
人形の骨首で出板伊やの人形を用ひたらあ

う西川とある芸名を使用し光又の番頭を
伊勢の西條と名乗る芸名を出さう橋本清方う
夢を一門の弟子とせず迫松心やの主人公を題
材とする芸名を出して使用した
るとその紙面あるべしと満世間
に広がるものとなる所を知る
気のすむまで聊かうる者も多く清水
義子の芸名も数十通ちかく、迫と投し
出さば、こん迫ち改めるべし試みに今日
出る者を見るまでまた来新

七道墨堂をたずねての新作をもち
さらけてこんな

株仲間芸の勇気　真筆　松山米吉氏
示家女義侍者形　　樂天

口

迫松寺像　吉し　　板井弘明
迫松心中　蜀山書　　松山米吉
　　　　　　　　　　秋谷不倒

言葉　松吉
迫松墓　吉氏　慶応寺
肥前屋　迫松寺　字氏

同　巡拝墓

大長寺十春流兵術墓

浄四寺文蔵墓

巡拝西條宮主

同所天皇の像

平安堂像　新浜久世けのゆ

菩提寺　地拝寺　玉瀬新地　大坂

宮士の国賛　大坂中村氏

紀州湯島　摂津大坂氏

巡拝住職摸本

版本ひ路らしいものゝ倫大路墓めぐる

そこ　そこび

会の

十月九日(土)　雨なと言あり

同　十日　雨なと言あり

講演会　夕の午後一時より大浦宮に於て

開会講演者主

近松会の由来　西谷

巡拝物と実説　鳥谷

巡拝と年表　刻りに較吟村

國書刊行會

國書刊行會

直松第七ヲ不ル ア第イヅセン

北の方の窓外内田喜右衛門と交渉

北海道にもちろん

南の砲術の流をくむハ三枚一組トシ

一 直松流二火縄銃の製造あり

吉條

一 佐本市之助 一枚

佐野弥市 直松流砲術ハ同やうなり

一 掛川大橋完 直松流 一枚

大体以上のごとく当藩砲術家の数多し

掛川を主の南部数多し

又海義塾（芳しの）の藩士を毒殺之ゆゑ大

体の砲術を絶ちし 元、大略 流を上級とし

（四十二年九月赤書記）

○直松流の砲術家 砲術家の後輩の拳剣を修うて見る案

の為同志結る義を結ひある即ち左之如

き所のものなりかなる

國書刊行會

源流もまんべんなく終る時のうてつを来る石炭
う充ちも漆をつくれば殺まる真里で自然の光沢
を略するも高尚の味を及ぼしてある紀州の黄
船元も一種の毛漆を見てたつて上等ひある
赤色の元も数種産出の赤色も
一つある、体質のき光沢うを乏しい保し産出
のを自然を山形をなしそうそうきくようい
格別である

○元吉氏の流兵衛つとめ豪家を出形の洋路
端の者様う深山花しんあると云ふ私も

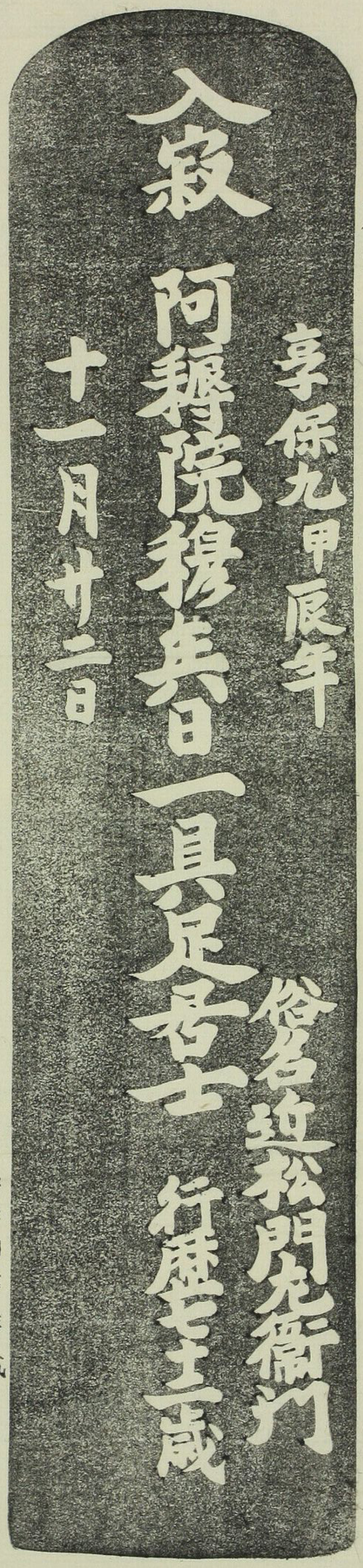

標準文々智廣濟寺巢林子位牌（原形大）

早稲田大學圖書館藏

○此頃日本毒の自然石のかうこの義平を手を
入れて何のもとうつきさを抽とうとうこう大
きさを表にかく大きいも鶴の住しうるい自然
の山形をなしてそなるもあり太湖石の板なのも
ちて海市の蜃楼のごときもあるも玩んで尽る
とをうく面白味うあるも獲て内びなも住な
うて此の毒の布袋谷石びあるこんて天竺山
と云銘う彫る所ともある住びかさひ見あるう
峯岳の勢全なるもあるも面あるも野川の「マグロ」
(真黒)も三ツ花獲て、こんを冊後なるの

御流れもまんべひ終る野川のうてつて来る石び
う苑うも漆をつくれて校る真里び自然の光沢
う出るも高るの味をみしてる紀州の貴
船石も一種の毒漆を見てたつて上等びある
毒毒の石も数種獲たつ中の作品の毒びも
一つある作品のうち光沢う美しい保し獲た
のを自然の山形をなしたるうこそ意くうをよい
格別びある

○丸生屋の流兵衛つうこの豪家を出形の浮世
絵の番付う海山花びんあると云ふ丸稀しも

國會圖書館

人を示すものとなれり其ひあるべし殺とこの事ひあるべし、こゝに修り出しを試みんとすと思ふとの事例とうべし又今八せるに

○鉢山術し進とこの人大隈侯の死なひ同今を未だ此人清酒出為ひ平家を修る家前ひ他の先人を平家をゆくを好まん殺山も時に呼いんとこうあるこゝをみしに平家を修るを

さのまゝを脱し高田の者を此者の厚まを海苔のもんとし言を高を抜くも春花を言ひ高を編蓋を編行

ちゝを抜千冊を厚を抜く出版の法を

ゝをもとを海苔を

○セーリスピヤの墓碑ゝを古体の英高ひ四行ひゝもの文字のある、ゝをどうの人も此墓を抜り出ゝを美んるをとこの事のヒーリスピヤの墓ゝとゝを刻もある此は博物の墓海の博ゝ博ゝ人ゝも共の指示を貴ひとゝのを示さんに、又日本戦日相原千の海ゝを抜ゝあるゝのひ墨の文白のゝをひまゝ海論ひもゝ抜を抜ゝ

あつて両者を兼し比、適是の説し比河合傑
心集を早稲田と出版するは是如何の
文字を接米風のあるうしたるう用ゐる
人と見なが其の材料をするこしたし全
体の比の接米を見人の改を見ないこの
あるこう自分を改るを刻しを接米を作る
ゆるる作つも一無こうんと試を出版を為
して漢銅入所をを比為こうこう
出来ないこう版風と断をてある。因之
ある通あおのこうを支那風を御を紙を

あて接しを比このを思いんこう法一旦摩
改を作るを云を接しを比あらしいう。元四
豊のついてをるを文所の御本を模擬
しを比う西洋こうを雅味う
存をを

○近松合海刻を所者を古今の海説を海刻を
人と思を四を近前前の海説の事記を出
も一無を人者こうを少今をもし先人人
新八の遺吉の内恰事こうをを問
全八を比文遺吉う事を帰者び殺し

國書刊行會

なお奉安の後を賜えることを願うて貴書
を印（文面の数ヶ所）焼き棄
つべしと貴立しとなるは如何
之れを焼きこれを焼き焼きおしなる何ぞ
しとせ書る

○講義部類を陪列するは蓋しこれの
講義部を系統的に明らかにせんと大
要左のごとし

朝鮮読解

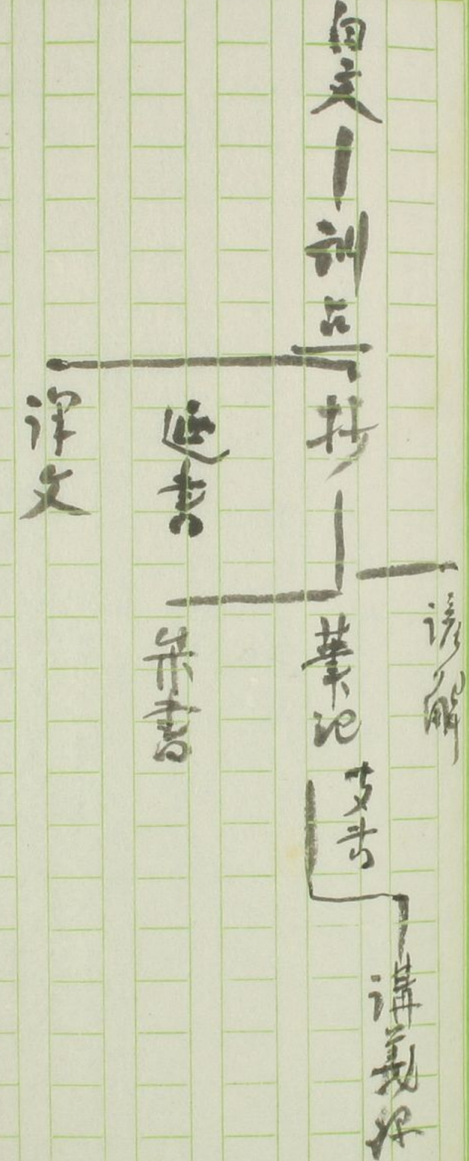

時代を以て系統排列するときは

第一期　延書

第二期　抄

第三期　講解

國書刊行會

中庸　筆記

第五章　弁言

第二　通行本諸義

近書を注書するの西文を書き和らげたるひある大概悉本篇冷淡を此書ひあるを五山の信ずるを書きて居る請解をもと朝鮮を書きてもと朝鮮を林羅山うり本を稱し微つたのう稿大ひある弁書をもるものを聖書もちりひ題うをもとを諸侯の諸侯

而考しれるものを考のひ下ふ逆ス上ス向つて諸解するのひあるを考張一程の諸義と考ふひきであるを流沙道紀教授と云あ名目ひいるるの諸義ひ生ひたるを木版ひ刻したる新文考の諸義ひ考

貴人用のに一家諸義ひもある

五山ひを清山ひうを出来ひうを考へを左の数考を考

用易

筆記

國書刊行會

浮書　東坡集　山谷集
五燈会元　百丈清規　佛祖心論
碧巖録　心経　毛詩関
鈔解　三体詩　梅文
東山外集　貞和集

苦しの講義なりといふべきの名ふ今ひとあ
の時代の講義をまねくしてしくるるの
ず先づ大体五のぬき明ふ今ひ有ふ思考
1 後解　後漢解
2 経後解　平業　平業句解

3 陶業　詩解
4 経業　四書解
5 礼典　礼記

○近書の標生とするべきものを大概文庫の
海元の書えに論語ひあるべんを学ぶ本ふ
てそこうもとをとり平ひあるに生ある道
1に経語のえくる　生者先進　才十一
生尾　湖貨市十七の初まひ学ヤ百多
の経語あるより　三生あるを一生をえる

奥書うつす

元弘三年十二月なる

原道 八十三 校

高山寺印あり

大公は此花の弁蓮華部院在成

と号す尊卑分脈に

無之此の人也

近書の写人を大体如右

ちんしていたやう一

去のことのまくまくまいうれたてもきさ

せしんとうと 所とて 拾いうるまもきく

んしとうとい

所の如し 天の浮させとうと 浮みる

皇親政要を 待らさんと 思て 記

り 校のうとうしとうんう

偽れりと書記と 明 たこうさんとうと矣

弘近書とうるべきうの也

國書刊行會
國書刊行會

○古版部の伝輯を作るにしてもまた校交山田
らも石田梅巖の古篇梅園を示さる其内老
輪の刻意を学ぶ梅巖をもれたる心学
者をのぞき墨跡梅園しかるに今の学中に
平塚埼庵あるも未だ梅巖の如き刻
意を今の古人所也梅巖を埼庵の
也或る高家の書に云しう神儒仏の三教
を同家のごとくあるを終に一家のごとく
くくるを埼庵おゝ廣うあんとも例
まして地人の者二宮尊徳を以て比する
二宮を農夫なるを敬をひくまさ梅巖を所人
のごとくあを聞けを京都に於をとゝ
ゝ紙に「堪忍の二字を校の刻を云る
ちも、まし所人の心得をもん梅巖の
もしの士分の教をを此れ云ゝ教をす梅
巖伝移動ををの歩不ゝ一生要ら
生金を寺務を勤る山田を京都のゝ
歩代を梅巖のゝ
○赤城文庫同ゝ刊解の於を九ゝ後解を
作ることを我文庫に李珣の

國書刊行會

衆論をもて人をうとし又朝鮮日本の敵敗をうれく大事
奉あるまじき国のようしうをもて皇帝のあるしらし
妃まるも朝鮮安延の事業の人をもて風俗の
関係をもて祝力の不完全なる事をもてあるべ
りとこたへ果してあるべきにあらず
又曰く好古武海義祖の祖ともこのべきを平田
篤胤をうけて海義祖を法財政をもて海外に
なるも但し之を利用するとこれを
無城の言のみし又曰く現事の進や法
るの所得は言反的海息を逐く法

國書刊行會

方を法ずしてものをうけこれを前代伝信道を
ものべきことをもて一稜の伝海義をもえるべきを
をもて此の男解をもてうる此等を海義
祖父別のものかへをもて

國書刊行會

早稲田大學圖書館主催 近松展覽會陳列略目錄

明治四十二年十月九、十兩日早稲田大學圖書館において近松展覽會を開く、其陳列品の主要なるものは左の如し

一 近松の著作

(イ) 淨瑠璃本

●九本 六十六種 饗庭篁村氏

吉野忠信○源義經將基經○當流小栗判官○出世景清○曾我扇八景○加古敎信七墓廻○天皷○嵯峨天皇甘露雨○義經追善女舞○文武五人男○鎌田兵衞名所盃○根元曾我○唐船噺今國姓爺○天智天皇○根元百日曾我○釋迦如來誕生會○平家女護島○關八州繫馬○源氏冷泉節○島原蛙合戰○雙生隅田川○浦島年代記○井筒業平河内通○○長町女腹切○心中重井筒○淀鯉出世瀧德○燦靜胎内捃○蟬丸○大掛物十幅一對○碁盤太平記○大磯虎稚物語○大經師昔曆○最明寺殿百人上萬○源五兵衞(おまん)薩摩歌○卯月紅葉○用明天皇職人鑑○丹波與作○傾城反魂香○酒呑童子枕言葉○雪女五枚羽子板○心中萬年草○清十郎(お夏)歌念佛○兼好法師物見車○曾我虎石磨○孕常磐○大織冠○百合若大臣野守鏡○相摸入道千疋犬○及は氷朔日○娥歌加留多○冥途飛脚○持統天皇歌軍法○吉野都女楠○國姓爺合戰○弘徽殿鵜羽產家○國姓爺後日合戰○嫗山姥○鎗權三重帷子○天神記○山崎與次兵衞壽門松○日本振袖始○心中天網島○傾城酒呑童子○室町千疊敷○博多小女郎波枕○本朝三國誌○信州川中島合戰

●九本 二十五種 伊原青々園氏

一心五戒說○孕常盤○娥歌かるた○那須與一小櫻威○大碕虎が磨○出世景清○世繼曾我○昔曆○燦靜胎内捃○天神記○主馬判官○曾我虎が磨○源氏十二段○雙生隅田川○大しよくわん○門出八島○椀久末の松山○千疋犬○加增曾我○ゑがらの平太○辨慶京土產○薩摩歌○源氏ゑぼし折○巴太皷○義經追善女舞

●九本 七 安田松廼舍氏

大經師昔曆○傾城吉岡染○大塔宮曦鎧○雪女五枚羽子板○女殺油地獄○日本武尊吾妻鏡○天智天皇

●九本 七種 帝國大學圖書館

大念佛七萬日詣○夕霧阿波鳴渡○雪女五枚羽子板○一心五戒說○二人靜胎内探○浦島年代記○本朝三國誌

天神記○天智天皇 關根正直氏

曾根崎心中 幸堂得知氏

●大形本 七種 水落露石氏

嫗山姥○天智天皇○烏帽子折○長町女腹切○曾我五人兄弟○今宮心中○雪庚申 帝國圖書館

本領曾我 帝國圖書館

下關猫魔達 近松添作

主馬判官盛久○女鉢木 幸堂得知氏

(ロ) 同細字繪入本(一名しらみ本) 本館

國姓爺合戰 安田松廼舍氏

曾我會稽山 同

天滿屋(てんまやはつる)つくし 同

曾我五人兄弟 帝國圖書館

けいせい富士見里 同

鳥羽戀塚物語 永田有翠氏

源五兵衞(おまん)薩摩歌 同

用明天皇職人鑑 小山田松翠氏

本領曾我 同

世繼曾我 山口福太郎氏

花山院后諍 高野辰之氏

平安城都遷 伊原青々園氏

心中重井筒 同

心中二枚繪双紙 渡邊霞亭氏

碁盤太平記 同

曾我扇八景 本館

天智天皇 同

那須小櫻縅 同

(八) 繪入狂言本

御曹司初寅詣 永田有翠氏

傾城江戸櫻 同

傾城佛の原 同

日本振袖始 同

津國女夫池 同

水木辰之助餞振舞(クチフルマヒ) 幸堂得知氏

百夜小町附夕霧七年忌 同

傾城壬生大念佛 高野辰之氏

一心二河白道 帝國大學圖書館

(二) 臺帳及番附

千代始音頭瀨渡(毛刷九右衞門書下しの臺帳天明九年寫) 伊原青々園氏

相馬平氏二代譚(關八州繫馬臺帳櫻痴居士改作) 一帖 同

芝居古番附 渡邊霞亭氏

あやつり芝居繪盡二十冊 安田松廼舍氏

國姓爺合戰番附 一冊 水谷不倒氏

二　近松傳及關係著書

醉餘小錄　近松畫像　本館
難波土產　同　同
聲曲類纂　同　同
茶話雜談　近松傳　同
南水漫遊　同　同
翁艸　同　同
牟藝古加志　曾根崎心中番附寫　田村成義氏
傾城請狀　近松門左衛門作とあり　渡邊霞亭氏
同　本館
國姓爺御前軍談　加賀翠溪氏
岡本一抱子の著作　數種
○活版の部
近松淨瑠璃の飜刻本　數種
同　註釋本　數種
巢林子の傳及ヒ關係著書　數種

三　巢林子眞蹟及書畫類

妹脊海苔の消息　近松眞蹟　松山米太郎氏
巢林子畫像　同　同
平家女護島草稿　近松自筆　饗庭篁村氏
近松門左衛門御文　同
淨瑠璃雋　蜀山人自筆稿本　同
近松尺牘　中川得基氏
淨瑠璃操八祖之圖近松門三郎選　關根正直氏
庭前八景　山口福太郎氏
近松心中歌　蜀山人筆　水谷不倒氏
近松讃鬼念佛圖　田部長右衞門氏
巢林子眞蹟寫眞數葉　同
吃又平歌舞伎看板　芳幾筆　伊原青々園氏
錦繪近松物歌伎舞芝居　同

以上は本會陳列の重なるもののみにして中には其細目を擧ぐる能はざるものあり、又草稿〆切以後到着したるものは此目錄に洩れたるも少なからず

講義錄に關する展覽

（明治四十二年十月九日十日公開）

○第一（參考品）　書籍の源流を示すべき二三の標本

漢石經　漢時代の經書。後漢の靈帝の朝、經書を石に刻して大學に建てしものゝ殘片。今日に於て一千七百餘年前の經書の體裁を見るべきもの。

古鈔本　六朝唐初時代の經書。我國に古く傳はりたるものにして、現今の漢字に比すれば、異體なるもの多きは其中の一特徵なり。

正義本　唐時代の經書。唐の太宗の貞觀年中經書の注釋を勅撰せしもの。今日の傳本は之に基くものなるべし。

開成石經　唐時代經書の標準本。唐の文宗の開成年中經書の本文を石に刻して大學に建てしもの之を以て其標準と定む。後世の經書はみな之に據る。

宋版
元版其他

○第二　講義錄の發達（甲）

（い）訓點本　白文の漢文を我國人に理解し易からしめん爲に、各種の符號或は假名を以て、讀みかたを示したるもの。蓋し延喜前後よりして起り、其刊本の盛になりしは慶長頃よりなり。

（ろ）延書　漢文を訓點に據りて讀むが如くに、書き下したるもの。この類の古きものには、論語、孝經、法華經、觀無量壽經等あり。二位尼政子、貞觀政要を菅原爲長に倭字を以て書かしめ、政治のたすけとせしといふもこの延書の體なるべし。

かな論語　大槻文彥氏藏
奧書に曰く「元弘三年十二月九日康連八十三校」此本實に當時の訓讀、延書の樣を知るべき珍書なり。

（は）譯文　延書は多く直譯にして別に漢文の意を採りて譯したるものあり、古くは唐物語、蒙求和歌の類あり。近世に至りて漸次多きを加へたり。

（に）假名聖教、日蓮御書。此類、前件の書籍と

國書刊行會

は系統を異にすれども、文書を以て通信して、教義を説明せる有樣は、今の通信教授の方法と稍似たる處あり。故にこゝに陳ぬ。

以上延書、譯文等、鎌倉時代以後に於て漸々發達したるものなり。

(ほ)抄　史記抄、孟子抄、老子抄、山谷詩抄、東坡詩抄、錦繡段抄、三體詩抄、碧巖抄等「抄」といふ語を以て著したる解釋書あり。この類に至りて、大に講義錄の體裁を備ふるに至れり。此類は、鎌倉時代の末に起り、足利時代に盛にして、近世にも及ぶ。其書みな、言文一致の體にして語尾に多く「ゾ」といふ詞を用ゐたり。而して其中經書に關しては我國に從來傳はれる古注の說と宋儒新注の說とを折衷せるものなるべし。又全く、他の講義を筆記したるものと、筆記の體に倣ひて記述せるものとの二樣あれども今日にては一々區別しがたきなるべし。

周易抄六冊寫本　帝國圖書館

相國寺桃源瑞仙の著か

毛詩抄二冊寫本　同上

孟子抄七冊片カナ交リ活字本　東京帝國大學

奥に「於洛陽本能寺前開版」

大學抄一冊寫本室鳩巢舊藏　同上

奥書、「右環翠先生講此書數返余侍其席聞之書二度以童子訓輯尺詳說而校合之淸書終于時天文壬辰季秋中七日破關子」

又「天文歳余丁酉臈末二十有四於番易平庄瑞林禪室寫畢」

環翠先生は淸原宣賢（二一三五—二二一〇）にして番易は播陽の略播磨國なり。「師禮」の朱印あり。これ鳩巢の字なり。

史記抄二十冊寫本　同上

毎冊表紙に「桃源自筆」と記す。これ、其法嗣慈照院三世周麟景徐の筆なり。又毎冊首に「慈照院」、「梅熟軒」の朱印あり。この書相國寺第八十世桃源瑞仙（蕉了又蕉雨と號す）の自筆本にして、其、文明八年より同十二年に亘りて史記全部を講述せるものなり。

碧巖錄抄十冊寫本　同上

卷十終に「佛果圓悟禪師碧巖錄卷第十終惠光燒香拜書至祝珍重」とあり。卷首に「景聰」の印あれば、永正中のものにや。毎冊卷尾に「大雄藏書」の印あり。

虛堂錄抄四冊寫本　同上

跋に「虛堂之語录從始至終這臆斷大仙山主景聰老漢八十二齡而弘治戊午一夏之間令講之予侍席末聽之書之以秘在懷裡雖然可烏焉夥後人之活眼晴加點檢足矣伏願因之令法久住至祝幸甚珍重惠光花押」とあり。講者は美濃汾陽寺住景聰興勗にして筆者は惠光なり。毎冊首尾に「大雄藏書」の印あり。

巵言抄一冊林道春元和元年活字本

中華若木詩抄三如月壽印延寶七年仲秋刊

長恨歌歌入抄五延寶五年刊

瀟湘八景抄一冊刊

三體詩鈔五冊素隱寛永十四年刊

蒙求抄十冊寛永十五年刊

錦繡段抄五冊天隱叟龍譯寛永二十年初春

同　三冊慶安二年初春

續錦繡段抄五冊幻雲子壽桂承應三年仲春

○第三（參考品）

朝鮮本諺解　朝鮮の國字を諺文といふ。諺文を以て漢文を注釋したるものを諺解といふ。其論語諺解四卷、孟子諺解七卷、中庸諺解一卷、大學諺解一卷、小學諺解四卷は李栗谷（我永祿七年生る）の撰、杜律諺解十七卷は曹偉撰、馬經諺解二卷は李曙撰、闡義昭鑑諺解四卷は英祖朝（享保寶曆頃）の撰、無寃錄諺解二卷は正祖朝（天明寛政頃）徐有隣撰なり。我慶長中より諺解一名づくる著あるは、朝鮮の諺解より影響せるものなり。

詩經諺解

父母恩重經諺解

啓蒙篇諺解

○第四　講義錄の發達（乙）（陳列品目錄省略）

慶長の頃よりして、我國にも諺解の名を以て講義錄體のもの發行せられ、林道春並に榊原篁洲の古文眞寶の諺解、山本洞雲の老子經諺解を始めとして、林鵞峰、小龜益英和田宗印等の著多く世に出でしが、諺解の名は穩當ならずとの說もありて、「倭語抄」、「俗解」、「俚諺解」、「示蒙句解」、「便蒙抄」、「國字解」、等の名に改めて漸々廣く行はれ、徐師に至りて其盛を極めしものゝ如し。而してこれらは大底、最初より、記載せしものなりしに、一方には口述せるものを筆記し、「筆記」、「聞書」、「師說」、「打聞」等の名を以て他に傳へ、後に遺す

こと行はるゝなり。この類は山崎門派に多かりし由。又、平田氏の塾の盛なるに及びては其講義を木活字にて印刷して世に流布せしものあり。こゝに至りて現今の講義錄に甚近くなりたり。又一種辨書と稱ふるものあり。昌平坂學問所にて生徒が、自己の講義に代へて筆記せしものにて、其叙述の順序の整ひたる點に於て特に優れたり。只今日に傳多からざるなり。

○第五　講義錄發達(丙)。（陳列品目錄省略）

明治時代の初期にはなほ、新聞にも木版を用ゐしが如く、講義錄も木版なりしに、活版となり、騰寫版となり、別に盲人用の特別のものさへ發行せらるゝに至れり。各種の講義錄に依りて、新しき教育を受くるものは、蓋し學校に入りて學ぶものよりも或は多かるべし一部の講義錄を以て、數人を教授し得るが故に其發行部數よりも更に數倍の人員を常に訓陶しつゝあるなり。

國書刊行會

國書刊行會

花ゑいゆるふを　　五月卯十七日　信秀
ゆさゝらうめこと　　に　　信義
さいうゝいうゝ

○十月十一日　林羅山の法橋一を給ふ而源氏
えんぎ　　真筆　　ゝ　　ゝ　　ゝ　　ゝ　　ゝ
家法一冊を授す

壽閑殿玉石我所淚世神試事行来
就書紙以求余蜘黄瓜裏持る後
日既忘其河伯記其顔不能和之

則似書如舊所以於是不能不如
隨筆行通逆旅事相撰雲法師
新陽休部屯事下東武西都而此

人　　久顔衛子　　行

○原宗玉くゝも男の義の作ゝ家山書翰一
通を示さる　　の雪を　　自刻の印を
書簡中に　　を　　ゝ　　ゝ　　ゝ
刻を自うゝ　　ゝ　　ゝ　　ゝ　　ゝ
ゝゝ書簡と　　ゝ　　ゝ　　ゝ

國書刊行會

北の書に聞く採れば左の印を象山自刻せ
り

白 平安 印章 六寸許
朱 象山 印文 四寸

白 大星 印章 一寸許
朱 平安 文印 八分上

白 平安 大星 五分許
朱 象山 印文 八分上

白 大星 文印 三分許
朱 平安 印章 八分上

右の関防三顆あり里名なし

○十月九十日ありて回書到る欽差の
諭答を議者の注意を惹きたるも強を加ふる
は反て彼を激怒せしめ開きを也移諭答に
大いに也松を挑まるの効あらざるべし
諭答を一時も一時の猶予也の也松対イブ
セン対イブセンを諭答二時を猶予も也松と
同等に似る事十八ケ條を一々弾劾しイブ
センの動きを似て五日ケ條を別義し
いとく輸者の動を意きたる先を用ふ
ものなるを諭答を新番ものうとたる大事の

國書刊行會

云ふて可也近松の陳列して来ますれど殊に文
の遺墨と切符等と云ふものの近備りありますが
ど、松山米町子なる雅の肖像のもの（これを庵
終次右衛門へ…の一生をあらはしされ
と云ふ張交ぜしと覚しきものである）近松の四十七歳
氏の良心の嘉念佛、大谷経の紙本通信
中川徳右衛門の消息其他杉森近何れも言
読と思はれるもの。唯だ松山花の演芸は
消息文を確かめて見たりしたら大抵のは
清書に出来たとしても気をつけて和歌の事に関係あるの

髪文大刀の刻印を以て之に書を添へれ
数寄者の流の事ぞあつた前に大概
少しも明かに今日の所でききる
見付けれども近松の詳細の近松の記を前にと
付け、其他是なる二三のもとを近
まとまつて此等は言葉からしかと申しを
勝手なもの陛下の講義録の遺墨の
研究陳列は近松の附録として確かにある
さるる親あるる、殊に大概の依頼
評二生をと何人の目を驚かす位の偉観である

才二巻ありて浮説多きなれども中にも戦
しるしたる所の用事しらんと思ふ山崎流
の播義類十数部ありて地名の移り変りを考ひべ
きものなるべし 伝ふるところ拙者数年これを考究
したるなれども 参合諸の説
説を載せたる者なれども 之を設ける中に
なしとこれをいへり（十月十五日記）

明治四年の播義説を排列して
試みしものなるべし 其集めたる説

國書刊行會

りあるべしの説しるしたる上に
の中に数多の播義説をもたるを云
ふ所のものなるべし 余等
うたがはしつる説開設の模倣数点を
集めたるも改革播義会の名のもとに明治
元年出版したる播義説をもて編集のもの
播義説の説をもて
すべき説のべきものなるべ
しとの説 前のものを一冊にしたる説
りたるまゝ止もたる説を改めたる
ものを出したるものなるべし

國書刊行會

奥付なるものを設ける場合奥付を除きあるも時代を
知ること困難なり唯たゞ高田本の開合板を
浄瑠璃部のみ定的分冊にて出しなる
ものなるべし二十年の奥付あるも、乎
竹本つの我浄瑠璃と改題したるべきが
らしさ二十二年の奥付ある浄瑠璃部
りの我を保存してある文化の浄瑠璃のみ
がうんぬんといまれ我の敬たの異
あんばまた芸我の既言を踏らさる者
そのことは二十二年にうつる

國書刊行會

ゆるとは異なるうつる異なる我の既
芸の踏りけること芸し、二十二年にも四十
二年に二十年写の合板の浄瑠璃部を
排列したる四冊芸(芸)の踏りを一目瞭然
たることあるべきの二十二年にはいまも異なる
改題の踏りをそれ[illegible]いるやうに思はんとす
由因をもつて

此の浄瑠璃部の初めにもものべたる手四篇
風の浄瑠璃部を以て撰ずるものとなる
すべし寛永の頃の浄瑠

國書刊行會

を脱するを而うもその的の本法をなし門人を誘つて倒とするに既に一を解るを
の講義録の例をもつて但し定略刊行せ
あるべし

講義録は代れ新機を誘ふ

講義録を其の紙目の行るる物より校番を上る能へざるの義しもまことに一大福音也其のよび所の基礎を言へば偉大也府に講義録を見行する所四〇〇十を下らず其の数

する者例講義録の冊数の年々十業を下らざるべし やがて一家の講義録を教人する程もなるべきうんぬん例は学者をもとする不善なる古年の地のあ陸るもの数百を言はずしてあるこのい数十一業人を以つて算するやあるの例のごとく基礎教育上大印なる機業なれ拘らず教育ものも文学の教育 国家 批評あるも教人と之んを言ものの言葉其の可否を論するこのもの比較をなすものもなく其の中もの比較をなすものもなく其の文体の自至や其の理自の定めの是

國書刊行會

此書物を論ずることのも書きさま如何よりも其の思想
の現はるゝ一とはあらず寧ろ其人々なること
れりて鎔して冷法なりと云ふもの實の賣る也と云ふ
ことに講義録を其の例となして此十年二十數年
の舞臺を讓りし割合に筆を喰ひ去りる範
らず實際を甚くまた餘りに甚だ大ならずして文章の
ことどもも既に今方面の文章の進歩をして遂に割
合の進步せざりき、蓋し文學界の之を活用する
ことを知らしく深切に批評家の之れを研究する
ことを知らしく當時其者は此時之講義録

於て一種ゆるやかなる文體もおこりおりしなるらん
ん文章の上にも作者あまたの改善をして生じ
の文辭やこゝばかり文章の上に進みて改ま
りゆくものよこんを平田篤胤の講義録や
本居派の諸家の論や時論の流行せしの講義録
文體の流行りては雅離者これ起こして現へる
ものともすを見、早稻田の分ちたる講義録を
活刷して又之のも見えたる講義録をあらはし
て講義國文講義を表はしたて出版をなせる
るのもつまり餘すところ講義録の新分野に

國書刊行會

スレガ一ドさんを居ようと世の注意を惹起し
こゝろよろとまゝあるめるこゝ海外を生きて
えん心は〳〵此事のいろ〳〵あるこゝが未一源平の
伝説を早く論議を後ろの迎へを書くことあ
もあるこゝんがこゝろ〳〵解説をうの巧みを生きて
ある西山の伝説の世の年頃の伝典を編さん
る為めに紀伊国西山公ありこゝの伝説を
丁寧に言文一致体の海外を生きて
のこゝろこゝ〳〵色々とのべこゝの人を
振めたるを得ないこゝのある　日我邦伝

説を編さんの段に考へこゝを始んで
海外をかうこゝの事を紀こゝの長こゝの文体
の後を朝鮮の説話のこゝの中に
うこゝとこゝの羅山こゝの孫こゝ
を伝へて花のひ説話とのこゝの
国風の注釈を作ること此こゝを文化の初の
あこゝとこゝある　なのこゝ伝も朝鮮を
こゝこゝも西山の伝説の宣言の一段を生きて
伝へこゝから却て面白く行こゝ
ある伝説を生きて蔓延の説話のこゝ

聞ゆありしかバ中臣祓を讀音し給ひ
の文ありて後垂加翁の遺意としてかく
あらしき諸文書を著するの文を讀みてともかく
何との解や平易な語句の類を交へて作る
の範例を示し玉ひこゝらくは諸書も切なるを
謂ひたりけれバありけり一体垂加の教へ極るも
学者の其の人に講釈をするにありけり[illegible]
をもちひることとしけれバ大山の谷秦山の書紀
のことさへものしる又はわるう学流に
ようなき其の論のこゝろへ[illegible]口[illegible]

に傳へること多く書紀を通してたてらるゝ[illegible]
山崎も山崎流も垂加垂加流をふまへし書紀
[illegible]山崎流のことをするに[illegible]
く講御を大切に傳存もしたれバ其の[illegible]
流の手を[illegible]のことをするに[illegible]
[illegible]生活をもて[illegible]
[illegible]講義[illegible]本流[illegible]
しこ之んを一人の[illegible]
[illegible]先生此方の講義を[illegible]
[illegible]の[illegible]

國書刊行會
國書刊行會

さんとそうそうひろく流布するに
〜と雅紀を出せる、即ちいつのころ百年程
を経たるこの点にそなはる
雅義の本くさびうたひあるその雅義
紙をもつて巧拙をもちん雅のひあるうの
十枚程をも一さまいじうのる枚を以うる
うんうをいろくの家伝なるこの雅義の結
社の充分ともつてもなるのこもり方うえ
寄うるに八のも一百伝あるもうこう先
学の雅義枚を後もれ見ることを世の人枚うまく

あるいはそれそうそう其の雅義の枚
あるを得ると得るもそのもそれの陰の常
の業化を思つくるのもなるのうそ
いよいよ比、又鶴岡雅義もそれ一張絵を
んうそくなるもしるのもなるの雅義枚
なるあくと得へるけんのるるの例くは心
者枚家ようの言くれるうを枚手うあ
手枚けを言るるくいい咀嚼しんるの枚を
くその人のそのとうるるる結者のいたし
絵を巧みる壁喩を絵へをそうる

の聖賢の言葉にあるうと信じ五の巻のひあ
るとをよく解釈をしてこそ義理を究めうる者なれども吉き
そうのことをきいて思ひあたる六ケ
しき倫理学を日夜へて成る言葉を鑑鏡
を照らしてあることを其吉の教頁を張
りて又とも誰のすも定参考をうる
その講義をする体系を講ずるのの
しくとけばとをこのをうしらやうをを
反得であるのもあるいくらまるの又言葉書く
ても反得と講義とを別抜かある 講義と講

十何ういうとかの例をあうとも
りうるとまや初稿りの張る新解の例をを
る抜のうをとも講義の見解を出し得ないの
ある獲命自分の後を之考入をそをの人
う講義をうを縦横をんの眼下のうを
うをを引ても四つのうを、をんう
之分抜をを入りはんをも引あて世界を抜
うつを後を人日の講義ををを其の講
義を後味をけくて事を誰のを面をを後の人
抜のをを日事をも抜の抜をを大西祝を

の講義なりしことは、いくたび例を挙げても誰のも
なかなかにてこれ仏教の講義のごとき飽きよ
く興味なんすべきものなりしかども、その人の
講義ぶりを手ごとえ、ごうごうい所うら、日蓮の
生涯もあるいは人生一向講義を経るるうち
うちにいたるまでのものなる、そのうちにきたるこ
んなることなるべし、その日こうの光合うくいう
れに面白ひあるうち、又世界に言うとき現象
行こうる趣味をもって講義やるいろいろのこの
出来てそこの、こんなる講義の上乗の面白数

へてよろしいが、例えば植物学や動物学の
ようなきこうもある、誰にも明瞭なる事実を
以て論ずるが、さてこんなる生理の学者の出来ぬ
うちは、講義を
き容易の事にあらざるべし、そこで講義
の練義と出版したこのあるごとき人和
の苦心やとしては、自分のもっぱら講義
を終さ

すべきなれども猶ほ思ふに如何なる決
しをなんるとも強ひるものにあらず、才一文章う
滑稽の流るるうんたえ文章のひとつ
ひとつ滑稽ならざる毎に敢へて
と雖ども人うちうしと
とうとも言葉のうつりかはる所の成
を無くるに倒るるものなり
漢学の物を直接したる
通用する手紙うるものに用ふるべからず
んつまり文章のひとつひとつにあるを教ふ

八九はものの文章さへ修ひあるべき
決して尚ほこれに拘る
るべし、要するに今の講義を大体を粗略
り進むるべき但し講義の中に倫理
外なる、自分のこれのみならず倫理
ものに概観したのみ
講義は文体世況のものを論ずる
記憶すべき所信をもつて利尾講
義録記者ともに一種の学問
ハるべきを思ふ云く教へんは講義者と筆記

國書刊行會

畜う別とそこなんは元分義を七ちい級と
思ふ所で論ずれば清者の特作や人格うを論
の上の踏如とる点を失ふとの駁論もあるう
も知れぬが、それを或は免れぬうも知れぬ
うな体裁あるを免れずしも海義上手を極ま
つてそこに創作者もそしも技倆あひさる
い、落風りこと創作を設倆をゆ格をうま
くやることそこうしく出きないが、海義を
一種の技術であると悟んを要するのとひとく お
手の胸の深刻と解りつけて設のぬのを

國書刊行會

んがそこめこんがそ大の者者の作をひきそい者
者の本分を別意で別と者あるとこのとそうし
い手者を技倆のあるとそしも創作
を出る方を作品がある、そこの者の風しれます
を表所し作格を表現するそ他人ひもと
ろしい意で技倆上手のものの駁作をそ方
の知るとそうしい分論を原者者あるます
のかう要る、めるこもそしも
ひを出めこと、そんを其者者の特を持ちる
ここと搭さそし手の命く拾て巨仰て設倆

し得る能はざるものなり勿論学校の人士流
三流あるべきものなれども個校の人士と雖も
しもの特徴を発揮するものなれば自ら人
を向つて注入することゝなる（北辰）なるべし
発揮するものなり其の性格の異
なるを認めずして三流の区別を立てゝ（光角）
講義の当門なるべき所以なり又言葉
文章を異にするものゝ如き言葉の如き唯此
此のごとき流儀家の信仰を高尚なる
らしめんは個人の人を出来実を成し

國書刊行會

剣うつるべき信仰ある北辰のごとき只発明なるを
得るべし カタリンシキ流の特徴
教育養成のみ 北辰のまるくしあり自
然を形して真を求むれども仮設ひ注告
を用ゆるを要術しなるも又四方の解釈をなす
べきなり 惰弱なる 特徴のことを以て
自分のものを術あることを全く思ひ違ひ
三流の人う講義録を読むべきもの
小講義録を進むべしとの思ひ、講録は

國書刊行會

小松の為宣の大の大の指図ひあるとうえ
ん人う紀ら日為ムとうとめて紀為の人の道
ムの教言を書し其後を立て遣てとう
しい紀うとん(法)と教授の人も出て書る
れあるとて

紀義の為や仏の教を学ぶつ
ゆあるとも教術さん法ひさんひあ
の教祖の法を極めて簡家ひあるとう
んを指導しとうとうと言う法ひあるの
仏と謂ふ事けんおとうと浄義記あもとう

國書刊行會

とうとうとうとうとうとうとうとうの
以上の法文をを学ぶ行ひうとうとう
をとうとう法とうとめて言うとうとうとう
く講義を研究し合ふとうとうとう浄土宗
師の学徒の弟子口つうとうあるとうの代
ひあとうとう講義を徹底徹底とう我式ひる
けんのとうとう法日の法華をとう仏論教ある態
ふう格をを師浄あとう師行う異派等の教を共
他とうけんのとうとう浄義領帝の方法とう
まひあとうとう学問の財利四ひとこまる

國書刊行會

先生の言葉を聞いて学問の基礎と諸
義を知ることに務めて全く儒
其の思想に感化を受けることを
うけたまわりもせず、後全世界の諸義説を
ふれ悦ぶ様を拝見するにつけ
海軍士官の机の上に孫子の諸義を
きかせて大家の名を冠せるものあるも
人を驚かせる程の
呼びかけをいろいろ嫌疑
もあるが校長の、うんぬん
ひあうと教育ある二つの次きひある其の学生と
無ふる感化をうけるべき学問庵がよい故
学問得られるのうと知れひうと云る日諸義
月の印行を拝あるに接する諸義の及響
とも云あるべきこのひとうと驚くこの報。
諸義はもちろんひあるべき生んとする
学問うとすきの義のひも拝うとそう神経的
へと思ふ程かあるう、うんぬの印行さんの報
あるうう システムもこうとそうあらしき改も
もも諸義の仕方も道もそうる云、世界びと

國書刊行會

まで言葉の人ひとりあるまで一向に教師もなすなかの
福引の校の儲けのあるを終る方をつくおく
るが何のあるけんとも思うとまう去
しいことのあるを、為義説あう講義録を
刊行のうちをまぶ為のひとりとなさ
るいうを教師を意のもとの見と思うの
自分の講義録を試もしもあるうちのあ
業をまるるまるいのひとある
あるを力をまるを為義の少年刊を
許さるいまんをの教師をまるのう

先生の利を許さるいの事をまのう
つをの校事をひまるまをまるひを
ノートをくるしうくひまるをまを
世をの講義をいの向のもしまるを、をこの行
くを移を学校を講義をとしくをの
刊のまる学校を移をまるを利のまるを
御のあまりて　四しまるのを得るまることを
出事をまるのを伝をまを　まんの
ことり出まるを　此のをのをのをがいるを
のを一を時のを出を移あつうあまるひあ

ることなし詩義も年と共に進みて行
く此れ等の事は私の云ふのでなくて
世間の知つてゐる處であるが其の間に詩義
釈も進歩してゐると謂はなければならない

○前橋林原耒の曰く協や御体の趣を説明し我
たるが其の竹枝湘楼に艶合しと云ふ如き考を
するにし、
御体の一句を以て註解をなし而して説而
○東武と西都と詩を録して御体と

記をも為しものの指をなして御体を
宋雅韻詩我鄭注等孔傳詩毛傳鄭箋
其他賈注杜注玉篇韋注漢書注あまた九八
何んも体萬世とあるへ御其の妙なることを
名詞を用ゐる所の觀念も更に
なすにしても御体をいふ趣字は十三経
をはじめ史漢三国晋宋齊梁陳隋の諸書
ハいまだ見ざる所の語なり施さる漢
魏六朝の或人の集中にも見えず
ことなく騈字類篇にも御——の趣字

三百七十餘字に及ぶ文法論体の文
なれども一々さんはれのことく解釋改
まることなき程の文章なり
許慎は二字にて一字を用ひ文を結
ぶ事の府の論体（北齊書四十二有傳）
一字にて三字の義を持たれ毫も差
違のなき一般を皆之に從ふ意を
陽ひ[illegible]へは此こは[illegible]
を用ふる。そもそもこの[illegible]解釋改
ゝへの[illegible]の[illegible]義序文を[illegible]

論の法解文を明時を[illegible]
論体の法を[illegible]の三[illegible]
[illegible]を引用の[illegible]
[illegible]
[illegible]の一字を省きたる
[illegible]
[illegible]（駱賓王）[illegible]
[illegible]（盧照隣）
[illegible]

國書刊行會

口刊行会で出版した方の寸峰の天人山の異説の
松尾芭蕉と帝国文学とを発しあうの原本を借
り受けて、これを印刷した所の方が大分ちがう点
千の鉄本あるも、これ丈の印刷ものも謝けも
ちろんのこと、よく峰と異説つく作者任せた
の道筋又たちつくも発千のか山の発ちと
ちろん受けたのを早稲田の図書館より寄
托せんとを拒してくれと松尾芭蕉はうす
六、生あることを見るし比ぶ十六生とする
三十二生まれい、異説の自書ひちろの例

論北海道大分丁寧なる松尾芭蕉はうの所もあ
ちあるーくつくるなんなんとんを入れること
う出来ると瀬印を捨のことの出来ないよ
を拒しまいとのいとひあうん
口吸口五峰事務敬石の死をなしもの
北北の四ちんとちくこと蕉田春表う敬石
の絶対とも金の私印二歌を載せる居る
実と金すると絶対すあるもの天のもすす
歳ちとおくんと出来比のひとんちも面白
敬石を高う訪しとのひあるこうの天の

國書刊行會

う絶刻とあるけんとも書ひと自分のうと義
節も好も刻しとうひと書ひ絶刻とと改と
てる稱うとうの金き笑つる つくそんくき
けしうくん僅くも絶刻書ひの拓郷を
拓起し印界ゑ拓起すべきうとれと共ゑ
ゆく

○木村金市方へ拓ゑんゆき義金あまれとも
つ其内面ゑくうくうくそく朝鮮の古墳よ
り掘り出しゆる古鏡三十六面、何のもそくく
時代ゆくくくくも四五枚を支那ゆくの文う

とうとうゆくを朝鮮の鏡をするこの
也義ゑのゆくる本手とくくも金ゑくこの二十
枚を拓せしめて西洋絵紙を以てる制と
ゆう書畫の内面ゑくくくくくくも同馬江
清の花卉を畫きゆる帖也銀紙に西洋
塗料をめくも其上ゑ極彩色をもていろく
の花卉をえうきあくも、いくくう和具も著し
く清の手腕をゆくう屋敷の掛ものと
えのゆう義ゑ義ゑ義ゑ和家洋家ゑ
拓うゆ四者しゆくも本ゑ本のとる人の石

國書刊行會

花をうしなひ、江湖の作をこゝに人物をも
從て見るところ、こんなもの、特者と余
の未だ知らざるものなり

材黄物本

鈕自然木の枝を存
雕琢をかゝらず味あり

文云 老庶

高吉邱の詩
解羊脂北數山石
表出若耕田制似生

文云 取て
鈕の四面に歌詠あり
金之丸を高倉中書集左
獲て

國書刊行會

國書刊行會
國書刊行會

時代風俗參考品
特別展覽會出品目次

奈良時代

因果經殘缺　筆者不詳　一幅　福岡子爵御藏品

藤原時代

寐覺物語　筆者不詳或云春日隆能筆　詞書寂蓮筆　一卷　秋元子爵御藏品

隆能は、藤原清綱の二男にして、正五位下參河守に叙任せらる、繪所預の始祖にして、嘉承頃の人なり

病双紙殘缺　春日光長筆　詞書寂蓮筆　一幅　原富太郎氏御藏品

光長は、隆能の孫にして、從四位下刑部大輔に叙任せらる、繪所預となる、承安頃の人なり

下畫經卷　筆者不詳　一卷　某氏御藏品

善財童子繪卷殘缺　筆者不詳　一幅　吉田丹左衞門氏御藏品

同上　同　原富太郎氏御藏品

同上　同　福岡子爵御藏品

鎌倉時代

歌仙切素性法師　後鳥羽帝宸筆書　同筆　一幅　福岡子爵御藏品

後鳥羽帝は高倉帝第四の皇子、壽永二年即位、延應元年崩す

同上墨　藤原俊成筆　書同筆　同　原富太郎氏御藏品

俊成は中納言俊忠の男にして、正三位皇太后宮太夫に叙任せらる、世に五條三位といふ、晩年薙髮して釋阿と號す元久元年卒す

同　俊　頼　藤原隆信筆　書後京極良經筆　同　福岡子爵御藏品

隆信は爲隆の男にして、正四位下右京太夫に叙任せらる後薙髮して戒心と號す、元久二年卒す

榮花物語　藤原信實筆　詞書後京極良經筆　一卷　蜂須賀侯爵御藏品

隨身庭騎圖　同　書二條爲家筆　同　田安德川氏御藏品

北野緣起草稿　同　詞書同信實筆　同　岸光景氏御藏品

歌仙切　同　書後京極良經筆　一幅　井上侯爵御藏品

同　同　書二條爲家筆　三幅　松平子爵御藏品

國書刊行會

同　重之　同　書爲家筆　一幅　原富太郎氏御藏品

同　赤人　同　平業兼筆　同　原富太郎氏御藏品

同　敏行　同　書平業兼筆　同　岸光景氏御藏品

同　高光　同　書業兼筆　同　田中親美氏御藏品

同　能宣　同　書業兼筆　同　別府金七氏御藏品

源氏物語　同　書阿佛筆　一册　原富太郎氏御藏品

信實は隆信の男にして、幼名は隆實、正四位下左京權太夫に叙任せらる、後薙髪して寂西と號し、法性寺と稱す文永二年卒す

西行物語　土佐經隆筆　詞書二條爲家筆　一卷　蜂須賀侯爵御藏品

同殘缺　同　詞書二條爲家筆　一幅　田中親美氏御藏品

經隆は春日光長の男にして、從五位下中務大輔土佐權守に叙任せらる、春日を改めて土佐氏を稱す所謂土佐派の祖なり建長頃の人なり

平治物語　住吉慶恩筆　詞書藤原家隆筆　一卷　松平直亮伯御藏品

同　殘缺　同　一幅　岸光景氏御藏品

不動利益緣起　同　詞書世尊寺行能他二筆　一卷　青地幾次郎氏御藏品

天神緣起　同　詞書慈鎭筆　三卷　井上侯爵御藏品

慶恩は土佐隆親の二男にして、攝州住吉に住す、故に住吉と稱す、法眼に叙せらる建仁頃の人なり。

能惠法師繪詞殘缺　土佐行長筆　一幅　谷森眞男氏御藏品

繪卷切　同　一幅　同　上

行長は隆親の三男或云邦隆の男、傳詳ならず。

歌仙切　忠岑　猿丸　藤原爲家筆　書同筆　二幅　井上侯爵御藏品

同　小町　同　書同筆　一幅　三井高保氏御藏品

同　元輔　同　書同筆　一幅　原富太郎氏御藏品

同　信明　同　書同筆　一幅　吉田丹左衛門氏御藏品

同　公忠　同　書同筆　一幅　谷森眞男氏御藏品

爲家は定家の男にして、正二位大納言に叙任せらる、後薙髪して融覺と號す、建治元年卒す。

清瀧權現像　筆者不詳　一幀　田中伯爵御藏品

題に曰　元久元年四月十九日奉見夢清瀧御體也云々

一遍上人繪傳　法眼圓伊筆　詞書聖戒法師筆　一卷　原富太郎氏御藏品

圓伊は傳詳ならず、正安頃の人なり。

住吉物語殘缺　土佐長隆筆　一卷　吉田丹左衛門氏御藏品

同　同　一幅　福岡子爵御藏品

捕野馬圖　同　同　谷森眞男氏御藏品

物語殘缺　同　同　某氏御藏品

大師行狀記殘缺　同　同　福岡子爵御藏品

同　同　同　梅澤清太郎氏御藏品

長隆は經隆の二男にして、從五位下越前守に叙任せらる別に一家をなして姉小路と稱す、後薙髪して快閑と號し法眼に叙せらる、弘安頃の人なり

一遍上人繪傳殘缺　土佐吉光筆　一幅　田中親美氏御藏品

吉光は經隆の三男にして、從四位下刑部大輔に叙任せらる、正安頃の人なり

狹衣物語殘缺　土佐光秀筆　一卷　谷森眞男氏御藏品

同　同　一幅　福岡子爵御藏品

光秀は邦隆の男にして、從五位下飛彈守に叙任せらる、嘉元頃の人なり

北野天神緣起殘缺　土佐行光筆　一幅　岸光景氏御藏品

天狗双紙　同　一卷　秋元子爵御藏品

行光は吉光の男にして、越前守に叙せらる、延文頃の人なり

伊勢物語　高階隆兼筆　詞筆伏見院宸筆　一卷　福岡子爵御藏品

駒競行幸繪詞　同　同　岸光景氏御藏品

隆兼は土佐邦隆の二男にして、從五位下右京大夫に叙任せらる高階氏を稱す、延慶頃の人なり

木筆三十六歌仙　土佐光顯筆　一卷　水戸德川家御藏品

歌仙切　敏行　同　書慶雨筆　一幅　岸光景氏御藏品

光顯は隆兼の男にして、從五位下土佐權守に叙任せらる真和頃の人なり

僧百人一首切　俊惠法師の像　二條爲親筆　詞同筆　一幅　谷森眞男氏御藏品

爲親は爲道の男にして從三位左中將に叙任せらる文保頃の人なり

國書刊行會

歌仙切 墨西行　二條爲冬筆　書同筆　一幅　原富太郎氏御藏品

同　同書同筆　同　谷森眞男氏御藏品

爲冬は爲世の七男にして、正四位左中將に叙任せらる、建武二年卒す

大師行狀記　土佐隆相筆　二卷　井上侯爵御藏品

千代能双紙殘缺　同　一幅　福岡子爵御藏品

隆相は長隆の男なり、從四位下刑部大輔に叙任せらる、正和頃の人なり

南北朝時代

歌仙切　二條爲明筆　書同筆　一幅　岸光景氏御藏品

爲明は爲藤の男にして、正二位中納言に叙任せらる、貞治二年卒す。

遊行双紙　筆者不詳　一卷　某氏御藏品

足利時代

源氏物語詩帖　土佐光信筆　一帖　井上侯爵御藏品

鶴草紙　同　一卷　秋元子爵御藏品

光信は廣周の男にして、從四位下刑部大輔に叙任せらる、天文十二年卒す。

職人盡繪　筆者不詳　一卷　津輕伯爵御藏品

☆☆☆☆☆☆

明治四十二年十月十六日開催
日本橋駿河町
三越吳服店

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會
國書刊行會

の出来ぬ[illegible]高麗[illegible]砂金の[illegible]味を[illegible]
杯[illegible]人[illegible]の[illegible]陶器[illegible]二[illegible]を[illegible]て白
彩[illegible]を入れ[illegible]美と[illegible]しき蓋のあるは蓋[illegible]
青金の[illegible]の蓋の[illegible]牡丹唐
草[illegible]の美を[illegible]め[illegible]度[illegible]くれる[illegible]
青[illegible]流文と[illegible]美しき[illegible]杯[illegible]二寸許
の浅[illegible]と久[illegible]土[illegible]の[illegible]
高[illegible]を土[illegible][illegible]
[illegible]部[illegible]例の白[illegible]
[illegible]

也他の一[illegible]を杯と[illegible]杯[illegible]を[illegible]
也[illegible]盃[illegible]と[illegible]
杯[illegible]の[illegible]杯[illegible]も杯[illegible]も[illegible]
て上[illegible]也[illegible]の細紋[illegible]土[illegible]
うさんあの[illegible]杯[illegible]を書[illegible]も用[illegible]
くあり[illegible]土[illegible]の[illegible]
杯の[illegible]の[illegible]
とも[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二月九日夜の雨あり霰降る
空模様に霰降りたる（十月十七日記之）

國書刊行會

國書刊行會
國書刊行會

以下全て

白　紙

國書刊行會